

HRM-ES 2008-06

win-win 関係構築 ESコンサルティング
WISDOM and CREATION
<http://www.t-hrm.com>

発行：T-HRM 田中事務所
〒468-0043 名古屋市天白区菅田 2-1403
特定社会保険労務士/ES トレーナー/行政書士
田中 智 Satoshi Tanaka
TEL：052-806-2700 FAX：052-806-2723
E-mail：info@t-hrm.com
T-HRM 通信 6月号 6月2日発行

紫陽花の季節です。

< 5日 芒種... 10日 入梅... 15日 父の日... 21日 夏至 >

1. June ご案内・改正情報

- ① 今月、給与計算におきまして住民税の金額変更があります。
- ② 社会保険の算定基礎届(定時決定)は来月、7月10日が提出期限です。今月中旬から下旬にかけて、4月—6月分給与明細をお預かりいたしますので、よろしくお願い申し上げます。給与が翌月支払いの事業所様は、3月—5月分給与が対象となります。



2. 名言名句

「一失あれば一得あり
一善あれば一過はゆるすべきなり」

(徳川吉宗 1684-1751)

3. 法律ワンポイント

① 管理監督者の範囲

労働基準法第41条第2号に規定する「監督若しくは管理の地位にある者」(以下「管理監督者」という。)は、同法が定める労働条件の最低基準である労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用が除外されるものです。その範囲については、一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者であって、労働時間、休憩及び休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限定されなければならないものとし、具体的には、管理監督者の範囲については、資格及び職位の名称にとらわれることなく、職務内容、責任と権限、勤務態様に着目する必要がある、賃金等の待遇面についても留意しつつ、総合的に判断することとしているところです。

② 違法派遣・偽装請負の一掃へ向けた取組み

◆「緊急違法派遣一掃プラン」がスタート

厚生労働省は、社会問題化している違法派遣や偽装請負を一掃するため、「緊急違法派遣一掃プラン」を4月からスタートさせました。新たに制定した「日雇派遣指針」や「労働者派遣法施行規則の改正」等をもとに、労働者派遣制度の周知と指導を強化していく方針です。

◆「労働者派遣法施行規則」のポイント

労働者派遣法施行規則の改正では、まず、派遣元が年1回労働局に提出する事業報告書の様式に、「日雇派遣労働者の数」、「従事した業務にかかる派遣料金」、「日雇派遣労働者の賃金」等を追加しました。また、派遣先責任者については、労働者派遣が1日を超えない場合でも選任を義務化し、派遣先管理台帳の作成も義務化しています。その他にも、派遣先管理台帳の記載事項に、「派遣労働者が従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業した場所」を追加し、また、派遣元事業主への通知事項には、それらに加え「従事した業務の種類」も追加しました。

◆「日雇派遣指針」のポイント

日雇派遣指針は、日々または30日以内の期間を定めて雇用される者(30日以内の期間を定めた雇用契約を更新して通算30日を超えるような場合も対象となる)を対象とした、派遣元事業主および派遣先が講ずべき措置を定めたものです。

今回、厚生労働省から発表された指針は10項目ほどです。主なものとしては、まず「日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置」として、事前の就業条件の確認や雇用契約の期間の長期化、契約解除の際に就業のあっせんや損害賠償等の適切な措置を図ること等が挙げられます。また、「労働者派遣契約に定める就業条件の確保」では、派遣先の巡回や就業状況の報告により、契約に定められた就業条件の確保が望まれています。

また、「労働・社会保険の適用の促進」「教育訓練機会の確保」「関係法令等の関係者への周知」「安全衛生に係る措置」などの、いずれも「派遣労働者や日雇労働者だから」という理由でおざなりにされがちだった分野についても、今回の指針では着目されています。「情報の公開」では、労働者派遣の実績、派遣料金の額、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開が求められ、これにより、派遣労働者側も情報による選択をしやすくなると考えられます。

4. データ・情報

4月の完全失業率は4.0%と前月に比べ0.2ポイント上昇した。完全失業者数は275万人。4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.93倍と前月を0.02ポイント下回った。正社員の有効求人倍率は0.54倍で前年同月比0.04ポイントの低下。4月の新規求人は前年同月と比べて12.6%減となった。産業別では、医療・福祉(9.6%増)が増加、建設業(33.2%減)、サービス業(23.1%減)などが減少した。

トヨタ QC 活動「カイゼン」に残業代支給(5月22日)

トヨタ自動車は、生産現場の従業員が勤務時間外に生産性向上などにグループで取り組むQC(品質管理)サークル活動を業務と認めて、これまで「月2時間まで」としていた残業代支給の上限を撤廃し、6月から原則として残業代を全額支払うことを決定した。同様のQC活動は製造業を中心に広く行われている。

店長に残業代支給の方針 日本マクドナルド(5月21日)

日本マクドナルドは、これまで残業代を支払っていなかった店長ら(直営店長・店舗管理責任者など)約2,000人に対して、残業代を支給する新報酬制度を導入すると発表した。1月に東京地裁が下した店長への残業代支払いを命じる判決を受けたものとみられ、8月から実施する。ただ、「店長手当」を打ち切るため給与総額は増えず、当面は控訴も取り下げないとしている。

六月の雨の雫

紫陽花の花 北鎌倉

横須賀線のプラットホームに 君と

静かな静かな 雨の午後

微かな微かな 木々の声……

「紫陽花のうた」/浜田省吾「青空の扉」(1996)に入っている

しっとりとした、ぐっとくるいい曲です。歌詞冒頭の一節より



<t-hrm> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

6月に入り、またガソリンが値上げし、車もおちおち乗ってられません。改正道路交通法により後部座席のシートベルトの義務化がスタートしました。今まで努力義務であったのは片手落ちでした。事故が起きれば、追突などでは後部座席でシートベルトなしだと、前方に吹っ飛びフロントガラスに頭が突っ込むのは容易に想像できます。高速道路での着用は当然だと思います。先月北海道に行ったときに、観光バスではシートベルト着用を促されましたから、「あ～そうだよな～」と思ってました。まずは自分で自分の体を守らねばなりません。

最近、ねんきん特別便での相談が非常に多く、「問題なしも多いが、問題ありも増えてきた」という感じが致します。問題ありのケースに限って、たまたま領収証がなかったりすると益々厳しい状況になります。

「役所がそう言った、役所に払ったんだから」・・・ある方は「役所が信用できない！」と！そうなりますね。役所は市民の立場で物を考え動いてもらいたいものです。後期高齢医療制度もどうなることでしょうか。当事務所はご相談の際には最善をつくして当たってゆきますので、なんなりとお尋ね下さい。